

## 第2回 ウラノス・エコシステムの拡大及び相互運用性確保のためのトラスト研究会

○ 日時：令和6年12月17日（火）09:30～11:30

○ 場所：経済産業省本館17階第3特別会議室（Web会議システム併用）

○ 議事：

1. 開会
2. 事務局資料説明
3. Kraemer様・土屋様説明
4. 濱口構成員説明
5. 事務局からの論点提起
6. 自由討議
7. 総括、今後の予定

○ 議事概要：

議事6における各構成員の発言（要旨）は次のとおり。

- ・ 欧州のデータスペースでは、特定のデータベースやクラウドサービスに依存せず、各参加者がそれぞれ独自にデータを保管する完全な分散アーキテクチャを前提としている。これを理解しないまま「centralized/decentralized」の議論を進めると、欧州側との認識齟齬を招きかねない。ウラノス・エコシステムのトラストを検討する際には、IdPやRAなどは適切な外部サービスを活用することが重要である。
- ・ 日本では「標準化が大事」と言うが、実際にどのSDOを意識しているのか、明確にした上で、欧州と議論すべきである。また、standardがあってもconformanceがなければ、社会実装は進まない。その間には明確なプロセスがある。そのプロセスを踏まえずに、「日本企業による欧州への輸出ができなくなる」のように徒に危機感を煽るべきでない。
- ・ 産業イニシアティブとして最も重要なのは、競争、オープンな標準、相互運用性を増やすことである。初めから完璧な標準を作ることを目指すのではなく、既存の標準を用いて、複数のベンダーが競い合ってサービスを提供することで、最終的により良いソリューションが生まれるといった状態を目指すべきである。
- ・ データスペースでサービスを実現する際、国際標準の尊重による相互運用性の確保とトラスト確保の裏付けが重要となる。特にトラストに関しては、政府が担う「パブリックトラスト」と業界ごとの「プライベートトラスト」をどう連携させるかが鍵である。
- ・ International Manufacturing-X (IM-X) では、相互運用性の要件をSemantic・Technology・Organizational・Legalの4つのレイヤで整理し、要件定義を始めたところである。特にOrganizationalとLegalを重視している。相互運用性の検証をアジャイルに進めるため、DPPなどのユースケースを対象にテストベッドを構築中である。
- ・ トラストの相互運用性の中で法的(Legal)相互運用性が不可欠であり、これには国の関与が必要になる。日本を含め既にidentifierはある程度整備済みで、今後は「属性」の証明が重要であり、これが信頼性証明につながる。属性の証明自体の

信頼性を保つために法制化されたのがeIDAS2.0である。

- ・ 認証（Authentication）と認可（Authorization）は厳密に区別が必要であり、サービス提供時には、認可情報に基づき適合性を判断して許可を与える仕組みが必要である。これを実現する技術としてVC（Verifiable Credentials）が注目されている。デジタルサービスの提供には認証や認可の共通認識が不可欠である。
- ・ 属性証明を含むトラストの問題は、最終的に制度的な裏付けが不可欠となるが、欧州と日本では事情が異なる。欧州はすぐに属性証明サービスを始める見込みだが、日本が同じ方式を採用できるかは疑問である。
- ・ 各国のトラストフレームワークを見ても、特別優れたものがあるわけではないと認識している。まず日本では、基本方針を定める必要がある。データとトラストの関係を定義することを本検討会の目的の一とするのであれば、我が国としてのトラストフレーム検討も視野に入れることが必要である。トラストフレームワークに関しては我が国でも眞野構成員が国際データ社会オープンフォーラム（IOFDS）内で進めている検討内容や手塚構成員が主査で検討を進められた内閣官房IT総合戦略室での検討も大きくUPDATEされており、確認が必要ではないか。
- ・ データ交換基盤を分散型で設計することで、中央に巨大なデータベースを置く必要がなくなり、トラスト構造はコネクタ間に集中的に構築する形になる。VCやDIDなどの分散技術を活用することも想定され、最終的にはコネクタ間の管理が“ROOT of Trust”を決定する。
- ・ るべき姿を念頭に置きながらも、ウォーターフォールではなく、アジャイル的な実証を積み重ねてノウハウを得ることが大切。Gaia-XやCatena-Xの知見・経験も活かしていく必要がある。
- ・ 公証役場は本人確認のみを行い、文書内容の合法性までは保証しないため、ノータリーと信用保証は異なる概念である。ただし、文書の完全性や真正性の確認というトラストの根本部分はノータリーでカバーできる。一方、日本ではデジタル公証の法的枠組みが整備されておらず、電子署名法以外の領域に統一的なガイドラインが欠けている。
- ・ 「保証」という言葉を正確に使い、ノータリゼーションとは区別する必要がある。また、リスクの扱いと負担者を明確化する点も課題であり、日本語の用語選びにも注意が必要。さらに、運用面が重要で、実際の運用を経なければルールを固めるのは難しいため、段階的にルールを整備していく必要がある。
- ・ 自動車産業がウラノス・エコシステムの先行ユースケースとして取り組む中で、トラストに関する議論が生じたが、すぐに使える既存の仕組みや議論のフレームワークがなかった。そこで、この研究会では、自動車以外のユースケースも含めて活用できるトラスト検討のフレームワークを整備することを成果の一つと考えている。
- ・ 成功例だけでなく失敗例や問題点を共有し、表面的にうまくいっている事例をそのまま踏襲するのではなく、必要に応じて立ち止まって検討することが大切。十分に整理せずにあいまいなまま政策やルールを決定するのは避けるべき。

以上